○総務省告示第二百三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年七月四日

総務大臣　野田　聖子

政党又は政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党	玉木雄一郎	三〇、五、七

○総務省告示第二百三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年七月四日

総務大臣　野田　聖子

政党又は政治団体の名称	異動事項	異動年月日
国民民主党	旧　政治団体の名称 新　国民民主党	三〇、五、七

○中央労働委員会告示第一号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年七月四日

中央労働委員会会長　山川　隆一

平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する告示

平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
労働組合法第二条第一号に規定する者	勤務箇所
（略）	（略）
部長　研究所長　部次長　課長　首席監察官　首席監査官　広報官　契約・保有資産監理官　研修所長　博物館長　室長　監察官　監査官　企画調整官　情報公開調整官　専門官（秘書、人事、労務、法務、財務又は監察担当の者に限る。）　主事（秘書、人事、労務又は法務担当の者に限る。）人事又は労務担当の係員（企画に関する事務を行う者に限る。）庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し本局の職員の取締りをするもの	独立行政法人造幣局　本局
支局長　支局次長　課長　室長　企画調整官　作業調整官（溶解課及び貨幣第一課に置くものに限る。）専門官（人事又は労務担当の者に限る。）　主事（人事又は労務担当の者に限る。）庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し支局の職員の取締りをするもの	支局

改正前	
労働組合法第二条第一号に規定する者	勤務箇所
（略）	（略）
部長　研究所長　部次長　課長　首席監察官　首席監査官　契約・保有資産監理官　研修所長　博物館長　診療所長　室長　監察官　監査官　企画調整官　情報公開調整官　専門官（秘書、人事、労務、法務、財務又は監察担当の者に限る。）　主事（秘書、人事、労務又は法務担当の者に限る。）人事又は労務担当の係員（企画に関する事務を行う者に限る。）庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し本局の職員の取締りをするもの	独立行政法人造幣局　本局
支局長　支局次長　課長　さいたま支局総務課に置く販売・顧客サービス室長　企画調整官　作業調整官（溶解課及び貨幣第一課に置くものに限る。）専門官（人事又は労務担当の者に限る。）　主事（人事又は労務担当の者に限る。）庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し支局の職員の取締りをするもの	支局

○外務省告示第二百三十号

平成三十年六月二十三日にティンプーで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億八千三百万円

3　贈与の供与期限　平成三十八年十二月三十一日

4　署名者

日本側　平松賢司在ブータン大使（インドにて兼轄）

ブータン側　ヴェツォプ・ナムギャル駐日（在インド）ブータン大使

平成三十年七月四日

外務大臣　河野　太郎